

ガット・ダム仲裁裁判と国家の賠償責任

白 杵 知 史

はじめに

一 事 実

二 仲裁裁判の判決

三 仲裁判決の特色と問題点

おわりに

はじめに

国際法上、国家は条約による特別の制限がない限り、その領域をいかなる目的のために利用するかを自由に決定できるが、他方で、その自由によって他国の権利を侵害してはならない義務を負っている。この領域使用の管理責任の原則は、トレイル熔鉱所事件の仲裁裁判の判決（一九四一年）によってはじめて明確にされた。この判決とともに引用されるのが、コルフ海峡事件の国際司法裁判所の判決（一九四九年）および国際河川の転流に関

するラヌー湖事件の仲裁裁判判決（一九五七年）である。いずれの判決も基本的には、国家領域内の活動が他国の領域に重大な損害を及ぼすことのないように、当該国家に一般的な注意義務を要求する点で共通する。⁽¹⁾

このような注意義務は、国連人間環境宣言（一九七二年）やその他の国際文書においても確認され、環境保護を確保すべき国家の一般的な義務として確立している。しかし、国家は具体的にどのような場合にいかなる条件でこの義務にもとづく事後賠償の責任を負うのであろうか。通常、国家の賠償責任はこれまで国際義務の違反を前提とする。したがって、越境環境損害についても、国家は一般に（国際慣習法上）、従来の過失責任主義（心理的過失または相当な注意義務の違反）にもとづいて賠償責任を負うと考えられる。条約上、特定の汚染を絶対的に禁止する義務がある場合には、その違反の客観的事実のみで国家は賠償責任を負う（客観責任主義）といえるが、こうした条約規定は少数であるため、それを慣習法として一般化できるかどうか疑わしい。さらに、国連国際法委員会の作業の進展にもなつて、従来の「国家の違法行為にもとづく賠償責任」の枠組みをはなれて、「適法行為による国際的な賠償責任」(international liability)を積極的に導入しようとする見解もある。これは、特定の高度に危険な活動について、その活動主体が賠償責任を負うべきとする考えであるが、かかる活動についても原因行為の違法性が認定できる場合がある等の理由で、この原則の一般的な導入には反対論が少なくない。⁽²⁾

さて、越境環境損害に関する国家の賠償責任を論じる場合に、いくつかの学説は、右の国際賠償責任の原則（厳格責任あるいは絶対責任 (strict or absolute liability) と呼ぶ場合もある）が国際法の原則としても妥当するとして（または出現しつつあるとして）、関連の国際裁判例と国家実行を引用する。その際しばしば言及されるのが、アメリカとカナダの間のガット・ダム仲裁裁判事件の判決（一九六八年）である。⁽³⁾ 以下、本稿では、わが国では殆ど言及されることのないガット・ダム仲裁事件の事実と判決内容を紹介して、⁽⁴⁾ 国際法における国家の賠償責任について検討する。

一 事 実

(一) ダム建設許可に関する外交交渉

ガット・ダム建設のためのカナダとアメリカの間の交渉は一九〇〇年に始まった。同年一月にカナダ総督は両国国境にまたがるガット・ダムの建設に対するアメリカの同意を得るための外交交渉を行うことを決定し、その意向がアメリカに通告された。⁽⁵⁾ これを受けて一九〇二年にアメリカはカナダのガット・ダム建設計画を調査し、関連の報告書が作成された。それによれば、ガット・ダムの建設を認めるか否かは、セント・ローレンス河の上流部とその東に位置するオンタリオ湖の水位に与える影響に左右されること、ダム建設による直接的な影響としてセント・ローレンス河の水位が〇・三〜一・三フィート上昇する可能性があり、河川の増水時にはそれ以上の影響も予想されることが指摘された(一九〇二年シエナハン報告⁽⁶⁾)。

他方、アメリカ連邦議会は、一九〇二年六月に関連の国内法を制定し、条件つきで、カナダによるアメリカ領域内でのダムの建設に同意した。すなわち、その建設がオンタリオ湖とセント・ローレンス河の水量に重大な影響を与えず、アメリカおよび現地のアメリカ市民の利益にかなる損害も与えるものではないとアメリカ陸軍省長官が判断すること、そしてアメリカ領域内でのダムの建設は同長官の承認によって開始されるという条件であった。⁽⁷⁾ 一九〇三年一月にはアメリカの承認を得るための実質的な交渉が行われ、ガット・ダムの高さとダムの南に位置するアメリカ領ギャロップ島の所有者に対する損害賠償の問題が協議された。ダムの高さについてはセント・ローレンス河の通常の水位(二二四・六五フィート)をダムの最高点とし、ダム建設後の水位の上昇に伴うギャロップ島に対する損害については、その所有者にカナダ政府が損害賠償を支払うとするカナダ鉄道運河省大

臣の宣言をもって、損害賠償の保証が約束された。⁽⁸⁾

その後、このような合意を確認する文書がアメリカ陸軍省内部で作成され(一九〇三年二月)⁽⁹⁾、それに基づくアメリカ側のガット・ガムの建設を許可する旨の正式文書が作成された(一九〇三年八月)⁽¹⁰⁾。しかし、後述するようにこの文書には仲裁裁判(第一判決)で争点となる二つの許可条件が含まれていた。

条件の 1 もしダムの建設後に、ダムがオンタリオ湖またはセント・ローレンス河の水位に実質的な影響を与えるか、もしくはアメリカ合衆国の利益に対して何らかの損害を与えるかと認められるならば、カナダ政府は、陸軍省長官の命令にしたがってダムを変更し且つダムに関する更なる規制を設けなければならない。

条件の 2 もしダムの建設や運用がギャロップ島の所有者または他のすべてのアメリカ合衆国の市民の財産に損害を与えるならば、カナダ政府は、当該政府と損害を受けた当事者との間で合意されるか、もしくは損害賠償請求が提起されるアメリカ合衆国の適切な裁判所で決定される金額の損害賠償を支払うものとする。

建設許可に関するこの正式文書は、直ちにカナダ総督に伝達され、カナダ側はその時点でこれら二つの条件に特に反対しなかった。他方、同じ時期に、アメリカ陸軍省長官からワシントン駐在のイギリス大使に送付された文書によれば、「ドミニオン(カナダ)政府代表が提示した条件のもとでアメリカ領域内でのダムの建設に同意した」と記されていた。⁽¹¹⁾カナダ政府はのちに、この後者の文書が上記のギャロップ島に関する損害賠償のみを念頭におくものであると解した。さらにこの文書の存在自体が一九五三年までカナダ政府の知るところではなかった。⁽¹²⁾こうして許可条件に関する二つの異なる文書が存在したといえる。

(二) ダム完成後の水害の発生をめぐる問題

一九〇三年九月にカナダはアメリカの許可によりダムの建設を開始し、同年一月にはガット海峡が閉鎖された。建設期間中にダムの高さを変更する旨のカナダ側の申し出がアメリカによって承認された(一九〇四年)。この時点においても上記条件の1および2が確認・維持され、カナダ側はそれら条件に反対の意思を表明しないまま、一九〇七年にガット・ダムが完成した。⁽¹³⁾

カナダは一九四一年および一九四三年に、自国の水力発電計画を実施するためにアメリカの同意を得て二つの転流を行った。⁽¹⁴⁾ ガット・ダム建設以前から存在したアメリカによるシカゴ衛生船舶運河の転流の影響もあって、カナダの転流は五大湖およびセント・ローレンス河の水位を上昇させた。⁽¹⁵⁾ さらに、一九五一年から五二年にはオンタリオ湖およびセント・ローレンス河の水位がかつて経験したことのない高さまで上昇し、過酷な嵐の発生という自然条件もあって、オンタリオ湖およびセント・ローレンス河の沿岸のカナダ市民の財産とアメリカ市民の財産が浸水および浸食によって損害を受けた。⁽¹⁶⁾ 一九五二年六月のアメリカ政府の調査によれば、損害は全体で六一〇〇万ドルと推定された。⁽¹⁷⁾ 一九五二年に被害の救済を求めるアメリカ市民のアメリカ国内裁判所への訴えが棄却され、⁽¹⁸⁾ 一九五三年から五四年にかけて行われたカナダ政府とアメリカの被害者との間の直接交渉も失敗に終わった。⁽¹⁹⁾

他方で、損害発生直後から両国政府間でのアメリカ市民救済のための外交交渉が行われていた。一九五二年にカナダ政府からオンタリオ湖の水位の問題を国際合同委員会(International Joint Commission; I J C)に付託すべきであるという提案がなされ、⁽²⁰⁾ 両国政府の技術専門家による部局がI J C内部に設立された。⁽²¹⁾ その調査結果が出ないうちに両国間の交渉の結果、カナダ政府はガット・ダムの撤去を提案し、これがI J Cによって承認されて、約二ヶ月のうちに撤去作業が終了した(一九五二年一月〜一九五三年一月)。⁽²²⁾ その間、一九五二年一

月にカナダ政府はガット・ダムに関する紛争を仲裁裁判に付託する意向を示し、ガット・ダムが主たる原因となつた損害についてはアメリカ市民に損害賠償を支払う用意があると述べた。⁽²³⁾ しかし一九五三年九月にカナダは、アメリカ政府に対して、この主張を撤回し、ギャロップ島の所有者に対してのみ損害を賠償すると述べた。⁽²⁴⁾ こうして、カナダ政府はアメリカ市民に対する広い範囲の損害賠償責任を否定した。

その後、IJCの技術専門家部局による調査報告が提出された。それによれば、上記の二つの転流がオンタリオ湖の水位に与えた影響およびガット・ダムの建設を含むギャロップ島周辺流域における河川の人為的変更がオンタリオ湖の水位に与えた影響は、水害発生時に、転流やガット・ダム建設がなかった場合と比較してごくわずかであった(一九五二年六月および一九五八年一〇月の報告)⁽²⁵⁾。また、一九六二年にはアメリカ国内で、アメリカ市民によるガット・ダム損害賠償請求を解決するための権限が対外請求権解決委員会に付与されたが、⁽²⁶⁾ 実際にはそれが機能しないまま、最終的に両国は、次にみるような仲裁裁判で本件を解決することに合意した。⁽²⁷⁾

二 仲裁裁判の判決

(一) 法的争点の確定

一九六五年五月にアメリカとカナダはガット・ダムに関するアメリカの請求を処理する国際仲裁裁判所を設立する条約⁽²⁸⁾に署名し、翌年一〇月に批准書を交換した。この仲裁裁判所は正式には「オンタリオ湖請求仲裁裁判所」(the Lake Ontario Claims Tribunal)と呼ばれ、両国がそれぞれ選任する国籍裁判官、および両国が共同で選任する議長としての裁判官(計三名)で構成された(二条)⁽²⁹⁾。裁判所は両国の国内法および国際法(国内救済完了の原則を除く)を適用して判決を下すものとされた(二条)。本件裁判所に付託された争点は、つぎの仲裁裁判

所設立条約(二条二)で規定された。

本裁判所のそれぞれの決定は、この規定に定める法的諸原則にもとづいて、以下の諸問題の一つまたはそれ以上に関する当該裁判所の決定にもとづくものとする。

- (a) ガット・ダムの建設と維持は、請求主題の財産損害に近接した原因 (proximate cause) であるか否か。
- (b) もし(a)が肯定されるならば、発生した損害の性質および範囲はどのようなものか。
- (c) ガット・ダムの建設と維持によって財産に対して生じたいかなる損害または損傷についても賠償を支払う法的責任 (any legal liability to pay compensation) が存在するか否か。
- (d) もし(c)が肯定されるならば、その損害の性質および範囲はどのようなものか。そして、それについてアメリカドルに換算してどのような賠償額が、誰によって支払われるべきか。

一九六七年八月、裁判所はこれら四つの問題を一括して審理するか、それとも個別に審理するかという手続問題について討議した。アメリカは、不法行為責任 (tort liability) の問題を扱う(a)(b)と契約理論にもとづく賠償責任を問題とする(c)(d)を区別して、後者の問題を審理するように主張した。これは長い時間を要する近接した因果関係の問題を回避するためであった。裁判所もアメリカの主張にしたがって、因果関係の問題を審理する前に、賠償責任の問題について審理することを決定した。⁽³⁰⁾

(二) 第一判決(一九六八年一月)

裁判所はまず、ガット・ダムによって発生した損害についてのカナダの賠償の根拠とその対象に関する上記(c)の問題を中心に審理した。カナダは、一九〇三年のアメリカ陸軍省長官からイギリス大使宛ての文書に従い、カ

ナダはギャロップ島の所有者にのみ賠償する責任があると主張した。他方、アメリカによれば、カナダは一九〇三年および一九〇四年のアメリカの陸軍省長官の建設許可に付された二つの条件にしたがい、ギャロップ島所有者のみならず、その他のアメリカ市民の損害をも賠償すべきであるとされた。アメリカは、もしカナダが賠償範囲を限定する意図を有していたのであれば、カナダは一九〇三年と一九〇四年の許可に付随する二条件に直ちに反対すべきであったという。またアメリカによれば、カナダは二度にわたってその賠償責任を認めた(一九五二年一月、一九五三年五月)ことから、この仲裁裁判で賠償責任を否定することは許されない(エストツペル原則の違反)⁽³¹⁾と主張した。⁽³²⁾

第一判決はアメリカの主張を認めた。それによれば、両国の間の「合意を正しく解釈するならば、そしてもしカナダがガット・ダムによって与えた損害について賠償する責任を負うならば、その義務はギャロップ島の所有者のみならず、すべてのアメリカ市民をも含む範囲に及ぶ」とした。このように、判決はカナダの賠償責任の根拠をアメリカの許可条件の文言自体(条件2)に求め、カナダが援用するイギリス大使宛ての文書の存在をカナダは知らなかったのであるから、この文書に基づいてガット・ダムを建設したとはいえないという。⁽³³⁾

(三) 第二判決(一九六八年二月)

第一判決のあと、本件裁判所はカナダの賠償責任が約五〇年後の水害発生の時点でなお存続するか否かについて審理した。カナダは、建設許可の条件1と条件2について、オンタリオ湖とセント・ローレンス河の水位が上昇した一九〇八年にアメリカ陸軍省長官は条件1に基づくダムの変更をカナダに命じなかったため、この時点以降に生じた損害について賠償責任を負わないと主張した。他方、アメリカは、一九〇三年および一九〇四年の許可条件には時間的制限が規定されていないこと、ガット・ダムを維持するカナダの権利は恒久的なものであり、

それに伴う賠償義務のみに時間的制限をつけるのは権利と義務のバランスを失すること、および一九五二年と一九五三年にカナダ自らが賠償責任を認めたことを指摘し、一九五二年の損害発生時点においてもカナダの賠償義務が存続したとする⁽³⁴⁾。判決はこのアメリカの最後の主張を認めて、カナダの主張を退けた（エストツベル原則の違反⁽³⁵⁾）。

ついで、裁判所は、因果関係の範囲および具体的な損害賠償額の確定という問題について直接に審理することなく、両国政府の立場を害さない方法で「交渉による解決」を提案した⁽³⁶⁾。両国はこの提案を受け入れて交渉を開始した。その結果、カナダがアメリカに三五万米ドルを一括補償 (lump sum payment) することで、ガット・ダムによる損害賠償請求を完全にかつ最終的に解決することに合意した。両国政府の代理人は一九六八年九月の仲裁裁判所の最終会議で、本件の適切な解決がなされたという共同宣言を出し、仲裁裁判所もその最終声明として、本件解決が当事国の法的外および事実上の立場を害さないこと、交渉による解決が達成されたこと、および一括補償の支払いがすべての利害関係者にとって公平かつ正当な解決と考えられることを確認した。かくして仲裁裁判所を解散する旨の宣言が出された⁽³⁷⁾。

三 仲裁判決の特色と問題点

本件仲裁裁判所は、ガット・ダムによって発生した損害に対するカナダの賠償責任を肯定しつつ、アメリカ市民に対する損害と当該ダムの建設・維持（カナダの加害行為）との間の因果関係、賠償の範囲そして具体的な賠償額の算定については、その最終的な解決を紛争当事国間の交渉に委ねた。このような取扱いは仲裁契約の文言からは予想しえないものである。その意味で、本件判決は特殊である。以下、そうした取扱いの背景に言及し、

ついで判決によって明確にされた賠償責任の基礎および性質について検討する。

(一) 仲裁裁判所による交渉解決の提案

トレイル熔鋳所事件と同様に、ガット・ダム事件の主たる争点の一つは、因果関係 (causal link) の確定であった。カナダのダムの一部が国境を越えて建造されるため、アメリカの同意が要求され、その同意のなかでダム建設から生じるいかなる損害にも補償が与えられるという条件がつけられた。そして、実際に損害が発生した段階で、ダムが損害の唯一の原因であるかどうか争われた。

国際合同委員会 (IJC) が支援した調査によれば、多くの自然要因や人為的な要因がその損害発生に寄与していたことが判明した。このことによってダムが建設されなかったならば、発生しなかったであろう損害を厳密に立証することは、アメリカにとって困難となると予想された。⁽³⁸⁾ かくして、最終的にはカナダによる一括補償が支払われ、このような「妥協による解決」は「ガット・ダムによって生じた主張される損害 (damage alleged)」について、アメリカのすべての請求を完全かつ最終的に満足させる」ものとして合意された。実際にすべての請求を完全に解決するものとしてアメリカが受け取った賠償額は三五万ドルであり、アメリカが当初要求した損害額 (約六五万ドル) を下回るものであった。ある学説によれば、アメリカがこのような条件で本件問題の解決に容易に応じたのは、上記の複雑な因果関係を「仲裁裁判に任せることから生じる危険性」(おそらくアメリカの敗訴またはアメリカにとっての不満足な賠償額の決定：筆者) を回避するためであったという。⁽³⁹⁾ このような経緯にてらして、本件の最終的な解決は、仲裁裁判を用いた政治的解決と考えることもできる。

因果関係の曖昧さは損害の範囲の問題にも通じる。これらの問題とともに裁判所設立条約により裁判所の決定できる事項であったが、損害の範囲についても両国はそれぞれ独自の調査にもとづく異なる見解を提示した。⁽⁴⁰⁾ ア

メリカはガット・ダムの建設・維持により生じた四インチの水位上昇が損害を拡大したとし、ダムによる損害は浸水損害の二八%、浸食損害の一五%を占め、約二三〇の個々のアメリカ市民の損害賠償請求額（合計約三三三万ドル）の一七%（約六五万ドル）がカナダによって支払われるべきと主張した。⁽¹⁰⁾ 他方、カナダはダムに帰因する損害は全体の一・六〜七%の間であると主張した。⁽¹¹⁾ このような当事国の意見の相違を調整するには一層の時間が必要であると推測される。実際、IJCはダムによる水位の上昇を調査するのにすでに約二年半の時間を費やしていた（一九五六〜五八年）。いずれにせよ、上記の因果関係の確定問題と相まって、仲裁裁判所は裁判の長期化を懸念したため、これらの問題を当事国による交渉によって解決するように提案したと考えられる。

（二） カナダの賠償責任の基礎

すでに見たように、本件判決は、国際河川の水利用における越境損害についてカナダの賠償責任を認めた。その賠償責任の基礎は関係両国の事前の合意（許可条件の2）であり、その性質は許可条件の文言から判断するかぎり、因果関係を前提とする厳格（または絶対的）な責任である。しかし、こうした賠償責任の基礎ないし性質を一般的なレベルでどのように理解するかについては、学説の対立がある。

一方で、この仲裁裁判はカナダ政府の加害行為について国際法上の厳格責任を認めたという見解がある（厳格責任説）。周知のように、従前からトレイル事件、コルフ海峡事件、ラヌー湖事件の諸判決を素材に、国際法原則としての厳格責任（strict liability）の原則が出現しつつあるという学説がある。それらの見解によれば、これらの判決ではローマ法の法諺（sic utere tuo ut alienum non laedas）や善隣関係の規律に関するコモン・ローの原則が国際法においても一般に適用可能であるとされ、国家はその領域で行われるあらゆる活動について有責であり（responsible）、かつ当該国家がその損害を防止しうるすべての手段・方法を講じても、他国利益に対

する重大な損害が発生するならば(いわゆる「汚染の数居・入り口」を越えるならば)、当該国家は損害を賠償しなければならぬ (liable) という意味で、厳格責任の原則 (strict liability) を支持する。⁽⁴³⁾

本件判決でこうした厳格責任が認められたとする代表的な見解は、シュナイダー (J. Schneider) に見られる。かれは次のように考える。国際法の原則として出現しつつある strict liability を示唆するケースは、トレイル事件、コルフ海峡事件およびラスー湖事件の諸判決であり、そのなかでも「環境損害の文脈でより一層明白に strict liability の適用を例証するのは、ガット・ダム仲裁裁判である。……その仲裁裁判所は、カナダの賠償責任を肯定し、その賠償責任の継続期間を決定したあとで、考慮すべき残された唯一の争点は、ガット・ダムが本件請求の対象である損害を発生させたかどうか、およびかかる損害賠償の額の問題である」とした。このような判決の推論に着目して、裁判所は「明白に strict liability の基準を採用した」という。なぜならば、裁判所は、ダムの計画と建設における過失 (fault) または不注意 (negligence) に関する議論、あるいはカナダが発生する損害を知り得たかどうか、知るべきであったか否かという議論に関与しなかったからであると考えられる。⁽⁴⁴⁾ (その後展開は上記のように、裁判所の判断に従って、カナダからアメリカに対する一括支払いによる交渉解決に到達し、それが裁判所によって承認された。)

他方、もう一つの見解として、カナダはダム建設についてアメリカが与えた許可条件に付された国家間合意に基づいて賠償責任を事前に引き受けたにすぎず、その意味でカナダの賠償責任の根拠は関係国間の契約的合意に基礎をおくものとする見方がある (事前の賠償保証説)。たとえば、ランゲンフェルト (Ch. Langenfeld) は、国際環境法の賠償責任の原則に関して、ガット・ダム事件判決が有する先例としての価値は限定的であるとして、つぎのようにいう。本件は、カナダがアメリカ領域内でのガット・ダムの建設により生じた水害 (flood damage) について、アメリカの私的所有者に補償を支払う義務を負うかが問題となった事件である。しかし、

ダムの建設に関連して署名された協定で、カナダは賠償を支払う用意があるとすでに宣言していた。のちにカナダはその損害がガット・ダムの建設に由来するものでないという理由でその賠償義務を否定したが、裁判所は問題の関連協定に基づいてカナダに賠償支払いの義務があると結論したので、裁判所は国際法上の国家責任 (Court responsibility) の問題については検討しなかつたという。⁽⁴⁵⁾

国連国際法委員会の関係資料——「国際法によって禁止されていない活動から生じる有害結果に関する国際賠償責任 (liability)」の法典化作業の過程で作成された資料集 (一九八四年)——においても、ガット・ダム事件判決は国家の賠償責任 (State liability) に関するケースとしてとりあげられた。もっとも、その注釈の慎重な表現によれば、ガット・ダム仲裁裁判所は「カナダの側の過失または不注意 (negligence) の問題を検討することなく、カナダの賠償責任 liability を認めた」が、「もちろん、その場合に、裁判所はダム建設の第二の許可条件とカナダによる賠償責任の一方的な引き受けに依存した」と述べる。⁽⁴⁶⁾

上記判決内容から判断すると、後者の事前の賠償保証説が正当と考えられる。両国国境にまたがるガット・ダムの建設に際して、カナダはダム建設に対するアメリカ側の事前の同意を得る必要があり、そのためにカナダはダムによって発生する損害賠償を事前に保証するという条件 (第二の条件) を受け入れて、アメリカの建設許可を得たのである。かかる両国間の契約的合意がカナダの賠償責任の基礎であった。ハンドル (G. Handl) がいうように、本件裁判所は、契約的合意という、可能なかぎり最も狭い観点からカナダの賠償責任 (liability) の争点を扱うことによつて、国家責任法に関する事態の紛糾を回避し、そのことによつて越境損害に関する賠償責任の基準という厄介な問題に立ち入ることなく、カナダの賠償責任を認めたといえよう。⁽⁴⁷⁾ 裁判所がカナダ側の過失の有無を論じることなく、そして、唯一検討を要する問題が因果関係と損害賠償の範囲や賠償額の決定にあると述べたとしても、このことから直ちに判決がカナダの賠償責任の基礎を国際法上の嚴格責任に求めたと推論する

ことは誤りである。また、判決がカナダの違法行為に基づく賠償責任を認めたと考えることも正当ではない。⁽⁴⁸⁾ 一定の条件に基づく関係国間の事前の合意が優先し、その枠内での賠償責任が認められたにすぎない(少なくとも本件裁判所はそうに考える)。かかる状況のもとで、国際慣習法上の賠償責任の基礎をめぐる議論に立ち入ることは不要であり、同時にわれわれはそのような議論に慎重でなければならぬ。

(三) 賠償責任の帰属

本件の第一判決では、上記の賠償責任の根拠と被害者の範囲に関する問題とともに、アメリカ陸軍省長官の越権行為の有無が問題となった。アメリカの関連国内法によれば、連邦議会がガット・ダム建設計画に対して承認を与えるに際して、陸軍省長官による次のような判断が条件とされていた。一つは、ダムが水位に重大な影響を与えるかどうか、またはアメリカとその市民に損害をもたらすかどうかの判断である。第二は、同長官がダムの計画を承認することであった。同長官は影響や損害が発生する可能性はないと認定し建設計画を承認したので、アメリカ国内法上の要件は満たしていた。しかし、同長官は自らの判断で上記二つの許可条件を追加した。そのため、カナダはこの行為がアメリカ議会に対する行政機関の越権行為(*ultra vires*)にあたるとし、追加条件の無効を主張した。アメリカは、そのような国内法上の問題は仲裁裁判の権限外の事項であること、さらに両国は五〇年間同長官の越権行為を問題することなく是認してきた事実などを指摘し、カナダは追加条件の無効を主張することはできないと反論した。⁽⁴⁹⁾

判決はこの越権行為の問題を特に決定しなかった。基本的には仲裁裁判に付託された事項ではないという判断によるものと考えられる。外見上権限を有する機関が締結する条約(建設許可の合意)を無効とするには、すくなくとも明白な国内法違反の事実が必要である(条約法条約四六条一)。五〇年間この問題が顕在化しなかったと

いうことは、明白な国内法違反がなかったことを推測させるものであろう。

なお、国家責任法上の帰属の問題に関する議論はとくに主張されなかった。許可条件2の損害賠償の主体はカナダ政府であり、ガット・ダム建設計画はカナダの行政機関（カナダ鉄道運河省）によってアメリカに提出され承認された。また、建設中の作業内容の変更とアメリカによる承認も含めて、ダムの運用と維持はカナダの国家機関によって行われた。したがって、本件でカナダはその行政機関の行為（作為）について許可条件2にもとづく賠償責任を負うとされたことに特に問題は生じない。かりにダムの建設と維持がカナダの私人・私企業によって行われた場合であっても、許可条件2はその文言上、加害行為の結果に対するカナダ政府のいわば包括的な賠償義務を規定するものと解されるので、私的活動の国家への帰属をめぐる問題は生じない。

おわりに

本稿では、ガット・ダム仲裁裁判事件について、カナダの賠償責任の法的根拠と性質を明らかにし、それが越境環境損害に関する国家の一般的な賠償責任の議論との関係でいかなる意義を有するか、さらに、因果関係と損害の範囲という法技術的な争点に関する判決内容をおして本件判決の特色について検討した。

カナダの賠償責任の法的根拠については、「関係国の事前の合意」に基礎をおくものであり、国家責任に関する一般国際法上の議論に関連するものではない。もとより、その責任の性質は、当該合意文書を見るかぎり、厳格または絶対的なものであることは否定できない。しかし言うまでもなく、同種の活動に関する国家実（行）や条約（1）実（行）が蓄積してはじめて厳格（または絶対的）賠償責任の一般化が可能となる。その意味で、本件判決は「しばしば主張されるほどには重要な国際法の先例ではない。」（2）むしろ、本件判決から得られる教訓は、当事国間の長

期におよぶ紛争解決のプロセスに鑑みて、越境環境損害から生じる個人の請求権問題の早期解決を促すための国際的な制度の必要ないし改善であると考えられる。⁽⁵³⁾

なお、本件当事国間の境水条約(一九〇九年)による I J C の設立やこれまでの国際河川紛争解決の実績⁽⁵⁴⁾が示すように、越境環境問題に関するカナダとアメリカの法的協力関係には特殊なものがある。とくに、多くの国際河川と湖、そして三〇〇〇マイルにおよぶ国境を共有する両国は、連邦の関与が要求される国際環境問題について、対立する利益のバランスをアド・ホックに調整し解決する傾向にあるといわれる。⁽⁵⁵⁾ また、五大湖の越境汚染の問題では、両国は一般に、事後賠償責任を法的に明確にするアプローチ (liability-based approach) に消極的であるとさえ指摘される。⁽⁵⁶⁾ こうした一般的傾向が本件判決にも妥当するかどうか。それをここで詳細に検討する余裕はないが、本件では、仲裁裁判判決をとおしてカナダの賠償責任を明確にして、その上で、紛争当事国にとって社会的経済的意義を失い、既に撤去された建造物による過去の損害を早急に補填するための政治的外交的な解決が優先したことは疑いない。

(1) 山本草二「環境損害に関する国家の国際責任」法学(東北大学)四〇巻四号(一九七七年)一三〜一八頁。水上千之、西井正弘、白杵知史編『国際環境法』二〇〇一年、有信堂、三頁、一五三〜一五四頁。

(2) 水上千之ほか『前掲書』、一五五〜一五六頁、一六三〜一六四頁。本格的な体系書として R. Lefebvre, *Transboundary Environmental Interference and the Origin of State Liability*, 1996. R-P-Mazzechi, "Forms of International Responsibility for Environmental Harm", in: *International Responsibility for Environmental Harm*, F. Francioni and T. Scovazzi (ed.), 1991, pp. 15-35.

(3) C.F. Goodman, "Report of the Agent of the United States before the Lake Ontario Claims Tribunal", 8 I.L.M.(1969), pp. 118-143. E.L.Kerley and C.F. Goodman, "The Gut Dam Claims - A Lump Sum Settlement

- Disputes of an Arbitrated Dispute”, 10 Va. J.I.L. (1970), pp. 300-327. L. Erades, “The Gut Dam arbitration”, 16 Netherlands Tijdschrift voor International Recht (1969), pp. 161-206.
- (4) わが国で本件に触れるものとして「石橋可奈美」法の一般原則及びエクイティの国際環境法形成機能—責任と賠償に関する法の欠缺を埋める手段として「筑波法政一六号、一九九三年、二〇五〜二〇六頁。
- (5) この時期、カナダは実質的な条約締結権を有したが、その署名・批准はイギリスにあった。カナダが完全な条約締結権をもつのは一九二三年である。
- (6) E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, pp. 301, 303; L. Erades, *op.cit.*, p. 165.
- (7) E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, p. 301; L. Erades, *op.cit.*, p. 166.
- (8) E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, p. 302; L. Erades, *op.cit.*, p. 169.
- (9) L. Erades, *op.cit.*, pp. 169-170.
- (10) C.F. Goodman, *op.cit.*, 119-120; E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, p. 303; L. Erades, *op.cit.*, pp. 173-174.
- (11) E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, p.303; L. Erades, *op.cit.*, p. 174.
- (12) *Id.*
- (13) E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, pp. 303-305; L. Erades, *op.cit.*, 176.
- (14) C.F. Goodman, *op.cit.*, 120; L. Erades, *op.cit.*, p. 181.
- (15) このアメリカの運河は一九〇〇年に船舶航行とシカゴ汚水処理を目的に造られた。カナダの二つの転流とは一九四一年に始まる Long Lake 計画と一九四三年に開始された Ogoki 計画である。L. Erades, *op.cit.*, pp. 180-181.
- (16) E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, p. 306.
- (17) これは一九五二年六月のアメリカ陸軍工兵団による調査結果である。自然の要因による五大湖水位の変動は四六フィートの上昇であるが、あらゆる人為的要因による影響はオンタリオ湖の水位の最大八インチの上昇をもたらしたという。L. Erades, *op.cit.*, pp. 182, 191-192.
- (18) 一つは一九五二年八月のアメリカ市民によるアメリカ政府に対する訴訟であり、他の一つは同年一〇月のカナダ

- 政府を相手とする訴訟である。前者に関する五六年判決は損害の救済はカナダを相手にカナダの裁判所に提訴すべきとし訴えを却下した。後者に関する五六年判決はカナダ政府に対する訴状送達は実効性がないとして裁判管轄権の欠如を理由に請求を棄却した。145 F.Supp.916(1956) and 144 F.Supp. 746(1956). E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, pp. 306-307; L. Erades, *op.cit.*, pp. 183-184.
- (19) これはアメリカ国内の裁判と並行して行われたカナダ政府とアメリカ側のオンタリオ湖土地開発湖岸保護協会(多数のアメリカ市民の請求者が所属する)との間の交渉である。E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, p. 307.
- (20) L. Erades, *op.cit.*, p. 185.
- (21) これは両国政府の専門家から構成されるオンタリオ湖国際技術者部局である。
- (22) カナダは国際急流部におけるセント・ローセンス海路 (Saint Lawrence Seaway) の建設およびそれに伴うガット・ダムを撤去を提案し、この提案が IJCC によって承認された。
- (23) アメリカ国務長官 Acheson 宛の五二年十一月の文書。さらに五三年五月の新聞でカナダ政府はガット・ダムが直接の原因である損害をアメリカ市民に賠償する用意があると述べた。E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, p. 307; L. Erades, *op.cit.*, pp. 187-188.
- (24) E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, p. 307.
- (25) 五六年五月の報告ではカナダの転流による水位の上昇 (0.06feet) を指摘し、五八年の最終報告ではギャロップ急流域 (ガット・ダム建設含む) での河川の人為的変更がオンタリオ湖の水位上昇 (0.33feet) をもたらしたとする。E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, pp. 307-308; L. Erades, *op.cit.*, pp. 192-195.
- (26) R.B. Lillich, "The Gut Dam Claims Agreement with Canada", 59 A.J.I.L. (1965), pp.893-894; "The Foreign Claims Settlement Commission and the Lake Ontario Claims Program", 4 I.L.M. (1965), pp. 474-476.
- (27) R.B. Lillich, *op.cit.*, pp.893-894.
- (28) "Canada-U.S. Lake Ontario (Gut Dam) Arbitration Agreement", 4 I.L.M. (1965), pp. 468-471.
- (29) アメリカ側の裁判官は A.V. Freeman, カナダ側の裁判官は W.D. Roach, そして共同で選出された第三の裁判官はオランダ・ロッテルダム地方裁判所の L. Erades であった。

- (30) E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, pp. 309, 314-315.
- (31) エストoppel原則について、東寿太郎「禁反言の原則と国際法」『国際関係法の課題－横田先生鳩寿祝賀』一九八八年、有斐閣、五九〜九三頁参照。
- (32) C.F. Goodman, *op.cit.*, pp. 133-136; E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, pp. 315-317; L. Erades, *op.cit.*, pp. 202-203. 上記注(23)を参照。
- (33) C.F. Goodman, *op.cit.*, p. 136; L. Erades, *op.cit.*, p. 203.
- (34) .F. Goodman, *op.cit.*, pp. 136-138; E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, pp. 320-322; L. Erades, *op.cit.*, pp. 203-204.
- (35) F. Goodman, *op.cit.*, pp. 138-140; E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, pp. 323-324; L. Erades, *op.cit.*, pp. 204-205.
- (36) *Id.*
- (37) F. Goodman, *op.cit.*, pp. 140-141.
- (38) E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, p. 311. なお、本件裁判所に付託された近接的因果関係の問題を一般的に論じるものとして、J.G. Lammers, *Pollution of International Watercourses*, 1984, pp.601 et seq.
- (39) G. Handl, "Gut Dam Claims", 2 *Encyclopedia of Public International Law*, 1981, p. 128.
- (40) E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, p. 312; L. Erades, *op.cit.*, p. 200.
- (41) E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, p. 324; L. Erades, *op.cit.*, p. 200.
- (42) E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, p. 312; L. Erades, *op.cit.*, p. 200.
- (43) A.L. Springer, *The International Law of Pollution*, 1983, pp. 133-134.
- (44) J. Schneider, *World Public Order of the Environment: Towards an International Ecology Law and Organization*, 1979, p. 166.
- (45) R. Wolfrum and Ch. Langenfeld, *Environmental Protection by Means of International Liability Law*, 1999, p. 117, note 279. 同註訳者による。G. Handl, "State Liability for Accidental Transnational Environmental

- Damage by Private Persons”, 74 A.J.I.L. (1980), p. 538. 尚 本件を「二国間条約の解釈と適用に関する事件」と
 云々民議ヤリト P.W. Birnie and A.E. Boyle, *International Law and the Environment*, 1992, p. 231, note 126.
- (49) UN Doc. A/CN.4/384, 16 October 1984, pp. 285-286. International Law Commission, Survey of State
 Practice Relevant to International Liability for Injurious Consequences Arising Out of Acts Not Prohibited by
 International Law.
- (47) G. Handl, *op.cit.*, *supra* note 39, p. 128. Ch. Tomuschat, “International Liability for Injurious Conse-
 quences out of Acts not Prohibited by International Law: The Work of the International Law Commission”,
 in: *International Responsibility for Environmental Harm*, F. Francioni and T. Scovazzi (ed.), 1991, p. 55.
- (48) R. Lefeber, *op.cit.*, pp. 103-104. P.W. Birnie and A.E. Boyle, *op.cit.*, p. 231.
- (46) E.L.Kerley and C.F. Goodman, *op.cit.*, pp. 318-320.
- (45) J. Willisch, *State Responsibility for Technological Damage in International Law*, 1987, pp. 261-273. 本件を違法性阻却事由として扱ふ被害国の同意と関連する民議云々。 R. Lefeber, *op.cit.*, pp. 103-104. 同條
 の繼續ヤリト J.G. Lammers, *op.cit.*, pp. 591-592.
- (17) R-P-Mazzeschi, *op.cit.*, pp. 28-35. 日本書刊『前掲論文』 三三頁参照。
- (16) G. Handl, *op.cit.*, *supra* note 39, p. 128.
- (15) *Id.* P.H.Sand, *Transnational Environmental Law. Lessons in Global Change*, 1999, p. 53.
- (14) M. Cohen, “The Regime of Boundary Water-The Canadian-United States Experience”, 146 *Recueil des*
cours, 1975, pp. 219-292; P.K. Wouters, “Allocation of the Non-Navigational Uses of International Water-
 courses: Efforts at Codification and the Experience of Canada and the United States”, 30 *Canadian Yb I.L.*
 1992, pp. 52-80.
- (13) A.L. Springer, *op.cit.*, p. 185.
- (12) H.L. Dickstein, “International Lake and River Pollution Control: Questions of Method”, 12 *Columbia J.*
of Transnational Law (1973), p. 518.